

別表十（二）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告書を提出する内国法人で国家戦略特別区域法第27条の3《課税の特例》に規定する法人に該当するものが措置法第61条《国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例》又は令和6年改正前の措置法（5において「令和6年旧措置法」といいます。）第61条《国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 当該事業年度において法第62条の9第1項《非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の有する資産の時価評価損益》、第64条の11第1項若しくは第2項《通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益》、第64条の12第1項若しくは第2項《通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益》又は第64条の13第1項《通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価損益》の規定により益金の額又は損金の額に算入される金額がある場合には、「所得金額仮計5」の欄は、その益金の額に算入される金額を減算し、及びその損金の額に算入される金額を加算した金額を記載します。
- 3 「軽減対象所得金額6」の欄は、措置法令第37条第7項《国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例》の規定により計算した同条第2項に規定する軽減対象所得金額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。
- 4 「特別控除額8」の欄の記載に当たっては、次によります。
 - (1) 当該内国法人が通算法人である場合（当該事業年度が当該内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了する事業年度である場合に限ります。）には「(7)又は」を消し、その他の場合には「又は(別表十(二)付表「11」)」を消します。
 - (2) 「指定法人としての指定を受けた日3」の欄に記載された日が令和6年4月1日以後である場合（当該内国法人が令和6年改正法附則第50条第1項《国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例に関する経過措置》に規定する経過内国法人に該当する場合を除きます。）には「又は20」を消し、その他の場合には「18又は」を消します。
- 5 「要加算調整額9」の欄は、措置法第61条第5項又は令和6年旧措置法第61条第5項の規定により益金の額に算入されるこれらの規定に規定する要加算調整額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。